

役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人 友 愛 会

役員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人友愛会（以下「法人」という。）の定款第八条及び第二一条の規程に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外のものをいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であつて、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対する報酬等の支給については、次のとおりとする。

- (1) 法人の職員を兼務し、職員給与等を支給される役員については、本規程に基づく報酬等は支給しないものとする。
- (2) 役員等が理事会及び評議員会に出席した時は、報酬を支給する。
監事が監事監査を行った時は、報酬を支給する。
また、自宅から会議開催場所への公共交通機関運賃往復実費額を支給する。
- (4) 役員等が職務のため出張した時は、「法人職員旅費規程」に基づく旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬の額の決定)

第4条 評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 全理事の報酬総額は、年間50万円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。
- 4 役員等の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(報酬等の支給日)

第5条 役員等の報酬等は、職務執行の当日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等の費用は、別表第2に定めるとおりとする。

2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年6月27日(評議員会の議決日)から施行する。

別表第1 役員等の報酬の額（第4条第4項関係）

役職名	報酬の額
役員等	理事会、評議員会への出席の都度および監事が監事監査を行う都度 1人一律1万円に源泉所得税を加算した金額

別表第2 費用（第7条第1項関係）

事項	費用弁償額
理事会、評議員会への出席	自宅から会議開催場所への公共交通機関運賃往復実費額
出張	法人職員旅費規程に定める額
上記のほか、職務執行に必要な経費（研修会出席者負担金、資料代等）	職務執行に必要な額